

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）

- 1 統計法が全面改正されたことに伴い、同法との整合性等を図るため、香川県統計調査条例の全部を改正することとした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例等の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第49号）

- 1 県税部門の出先機関の再編整備に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県保健福祉事務所及び保健所条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第50号）

- 1 香川県東讃保健福祉事務所及び香川県東讃保健所が平成21年4月に高松市からさぬき市へ移転することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第51号）

- 1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部改正により行政処分を受けた准看護師に対して都道府県知事が再教育研修を受けるよう命ずることができることとされたこと及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の一部改正により収支報告書等の写しの交付を行うこととされたことに伴い、手数料を設定するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成21年1月1日から施行することとした。

◇香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第52号）

- 1 保健医療に係る技術の高度化・複雑化に的確に対応し、県民に安心と安全を提供するための高度専門職業人の養成、高度な教育研究能力を有する教育・研究者の育成を行うことを目的として、平成21年4月から香川県立保健医療大学に大学院を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第53号）

- 1 高松港コンテナターミナルへのハーバークレーン導入に伴う荷役機械使用料の見直しを行うとともに、港湾駐車場の長時間割引制度を導入し、またビジターバースとして利用可能な係留施設にプレジャーボートを係留する場合の係船料を設定すること等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第54号）

- 1 人事委員会の平成20年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」において、教育職員が適切に評価されるよう諸手当等の見直しを検討する必要があるとされたことを踏まえて、人材確保法に基づく優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の実現のため、小・中・高等学校等の教員に支給され

ている義務教育等教員特別手当の限度額を引き下げることとした。

2 平成21年1月1日から施行することとした。

◇副校長及び主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（平成20年香川県条例第55号）

1 平成21年度から、県立中学校にあっては副校長を、市町立（学校組合立を含む。）の小学校及び中学校並びに県立高等学校にあっては主幹教諭を置くことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第56号）

1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。